

新地方公会計制度基準モデルに基づく平成20年度財務書類4表の公表について

1 新地方公会計制度とは？

従来の地方公共団体の予算や決算については、地方自治法や財政公表条例の規定に基づき、様々な形で開示されてきましたが、分かりにくい、全体像が見えにくいといった点が、以前から指摘されてきました。

そこで、平成18年に施行された「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」において、地方公共団体においても、国に準じて、企業会計の慣行を参考とした貸借対照表その他の財務書類の整備に取り組むことが明文化されました。

民間企業会計と仕組みの異なる自治体会計を、民間企業と同じ財務諸表に組み替えて、今までとは違う新しい目線から、自治体の財政状況（資産・債務状況）を把握しようとする試みのことを新地方公会計制度と言います。

2 基準モデルとは？

新地方公会計制度による財務書類の整備については、「基準モデル」と「総務省方式改訂モデル」の2種類からの選択制となっており、市においては、よりの確に資産の全体像及び行政コストを的確に把握できる基準モデルを採用して財務書類の作成を行うこととしました。

3 財務書類4表について

①貸借対照表(B／S)

新地方公会計制度における貸借対照表は、行政運営に必要な資金をどこから調達し(負債)、どのような資産に支出したかを示しています。

借 方	貸 方
《これまでの税金の 使いみち》	【負債】 (将来世代が負担する 借金・負担)
【資産】 (公共資産:教育施設、 福祉施設、 道路、下水道等) (金融資産:基金等)	【純資産】 過去の世代、現役世代が 税金を支払って、 すでに整備された資産 (負担が終わっているもの)

※ 企業会計における「資産」とは、「将来的に現金化できるもの」といった意味合いが強いですが、公会計においては、道路や下水道等、売却を目的としない(現金化できない)インフラ資産も計上されますので、企業会計の「資産」とは意味合いが異なります。

②行政コスト計算書(P／L)

新地方公会計制度における行政コスト計算書は、道路、学校等の資産形成につながらない人的サービスや給付サービスなどの行政サービスにかかった費用(コスト)が実質的にいくらだったのかを示しています。行政サービス提供にかかった費用から、皆様からいただいた使用料、手数料等(収入)を差し引いてコストを算出しますが、行政運営は、営利を目的としていませんので、費用が常に収益を上回ります。その意味で、企業会計における損益計算書(P／L)とは、意味合いが異なります。

経常費用	・人にかかるコスト ・物にかかるコスト ・業務にかかるコスト ・移転支出的なコスト
経常収益	使用料・手数料等
差引	純経常行政コスト

③資金収支計算書(C／F)

1年間の資金の動きを明らかにするもので、現在の単年度自治体会計に近い計算書です。経常的収支、資本的収支、財務的収支の3つの区分に分けて表示してあります。基本的に民間企業の資金収支計算書と考え方は同じです。

1. 経常的収支区分
<収入>市税、国庫、県補助金、使用料・手数料等
<支出>経常業務費(人件費、委託費、社会保障経費等)
2. 資本的収支区分
<収入>固定資産売却収入等
<支出>公共資産形成等
基礎的財政収支(経常的収支 + 資本的収支)
3. 財務的収支区分
<収入>公債費発行収入等
<支出>公債費元利償還金等
【当期資金収支】
期首資金残高
期末資金残高

④純資産変動計算書(NWM)

新地方公会計制度における純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産が、1年間に、どのような要因によって、どれだけ増減したかを示しています。

純資産とは、本市が保有する資産のうち、過去からの世代と現役世代の負担により、すでに負担が終わっている資産ですので、純資産変動計算書における変動は、現役世代と将来世代の間での負担配分の変動を意味していると言えます。

<前期末残高>
当期変動額
(内訳)
1. 財源変動の部
2. 資産形成充当財源変動の部
3. その他純資産変動の部
<当期末残高>
(前期末残高+当期変動額合計)

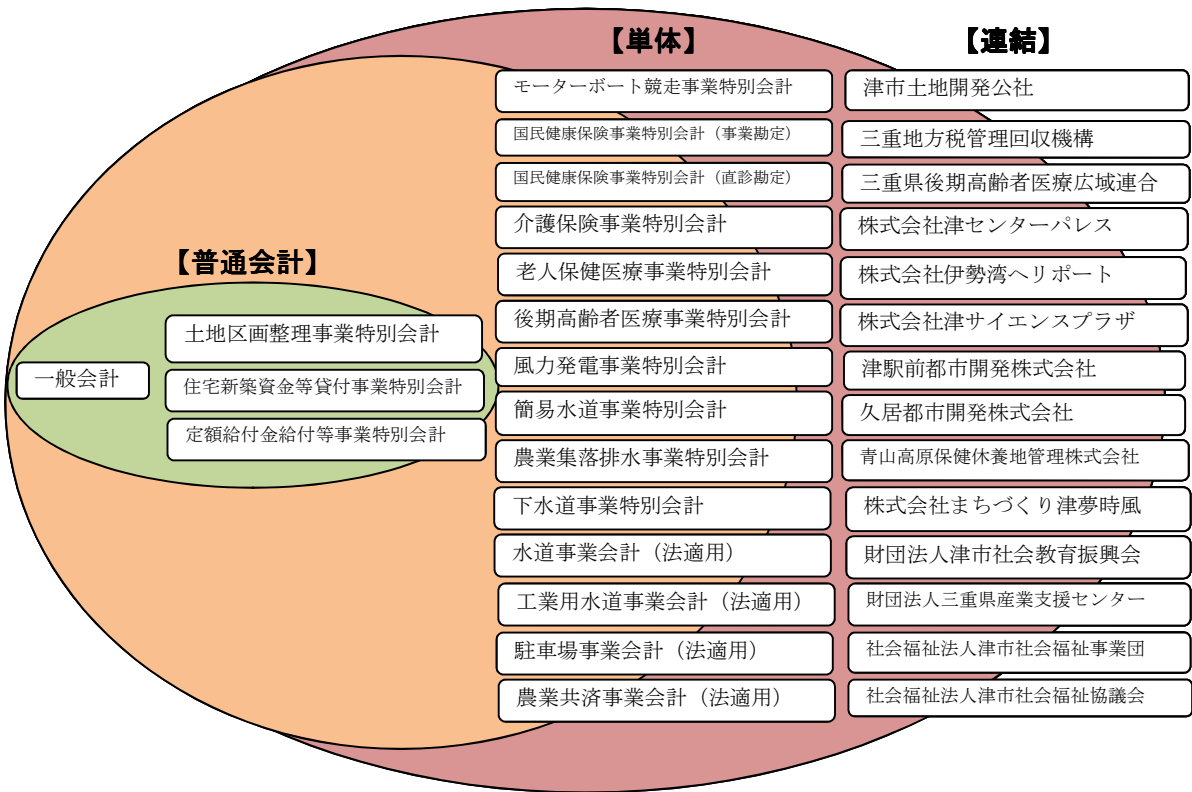
← 期首の純資産

← 過去・現役世代の負担が
終わった純資産

4 財務書類作成の対象となる会計の範囲について

新地方公会計制度においては、地方公共団体全体の資産・債務を把握することが目的とされているため、財務書類作成の対象となる会計の範囲は、一般会計だけでなく、市の全ての特別会計及び土地開発公社や出資割合など一定の要件を満たす第三セクター等も連結対象とすることとされています。

市では、以下の会計区分、連結対象法人による財務書類4表を作成しました。



※ 普通会計とは、全国的に統一した基準で整理・比較するための統計上の会計区分のことを言います。

※ 公営事業会計は、地方公営企業法が適用される法適用企業と適用されない法非適用の特別会計に分かれます。

会計名		連結基準	
普通会計		全部連結	
公営事業会計	法適用	全部連結	
	法非適用	全部連結	
土地開発公社		全部連結	
【第三セクター等】 株式会社 財団法人 社会福祉法人		出資比率50%以上	全部連結
		出資比率50%未満	人的関与があるなど、実質的に主導的な立場を確保している場合は全部連結
		出資比率25%未満	損失補償を付している場合や重要な取引を行っているなど実質的に主導的な立場を確保している場合は全部連結
一部事務組合・広域連合		比例連結(負担割合に応じた連結)	
		ただし、以下については、連結対象としていません。 ・三重県自治会館組合 … 経費負担が発生していないため。 ・三重県市町職員退職手当組合 … 単体財務書類に退職給付引当金を計上しているため。	